

平成26年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成26年6月23日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第37号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について
- 日程第3 議案第36号 瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第38号 瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第40号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第7 議案第41号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第42号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第9 発議第5号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書
- 日程第10 発議第6号 集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書
- 日程第11 発議第7号 集団的自衛権の行使容認に関する意見書
- 日程第12 議長の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任の件
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第14 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14までの各事件

追加日程第1 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任について

○本日の会議に出席した議員

|     |    |    |     |         |
|-----|----|----|-----|---------|
| 1番  | 堀  | 武  | 2番  | くまがいさちこ |
| 3番  | 西岡 | 一成 | 4番  | 庄田昭人    |
| 5番  | 森  | 治久 | 6番  | 棚橋敏明    |
| 7番  | 広瀬 | 武雄 | 8番  | 松野藤四郎   |
| 9番  | 広瀬 | 捨男 | 10番 | 古川貴敏    |
| 11番 | 河村 | 孝弘 | 12番 | 清水治     |

13番 若井千尋  
15番 広瀬時男  
17番 星川睦枝

14番 若園五朗  
16番 小川勝範  
18番 藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|       |      |                  |      |
|-------|------|------------------|------|
| 市長    | 堀孝正  | 副市長              | 奥田尚道 |
| 教育長   | 横山博信 | 企画部長             | 森和之  |
| 総務部長  | 早瀬俊一 | 市民部兼<br>巢南庁舎管理部長 | 広瀬充利 |
| 福祉部長  | 高田薫  | 都市整備部長           | 弘岡敏  |
| 調整監   | 渡辺勇人 | 環境水道部長           | 鹿野政和 |
| 会計管理者 | 宇野清隆 | 教育次長             | 高田敏朗 |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |     |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 田宮康弘 | 書記 | 泉大作 |
| 書記     | 今木浩靖 |    |     |

## 開議の宣告

○議長（若園五朗君） おはようございます。

本日は、傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

5件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、議会運営委員長から本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、若井千尋君から、発議第5号地域包括ケアシステム構築のための地域の実情に応じた支援を求める意見書を受理しました。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、棚橋敏明君から、発議第6号集团的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書を受理しました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、松野藤四郎君から、発議第7号集团的自衛権の行使容認に関する意見書を受理しました。

5件目は、私、若園五朗は、6月11日、議長に就任いたしました。そのため、市道路線の認定十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の辞任願を提出しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第37号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第2、議案第37号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 棚橋敏明君。

○文教厚生委員長（棚橋敏明君） おはようございます。議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま議題となりました1議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教厚生委員会は、6月13日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。

5名の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及

び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した要点に絞りまして報告いたします。

議案第37号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例については、執行部より、この条例の廃止は、この条例のもとになる中部圏開発整備法に係る固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用期間終了により行うものであり、あわせて瑞穂市企業立地促進条例に係る関係条文も削るものであるとの説明の後、この廃止される条例の適用例はあったのかとの質疑に、市として今まで適用例はありませんでしたとの答弁がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成26年6月23日、文教厚生委員会委員長 棚橋敏明。以上でございます。

○議長（若園五朗君） これより、議案第37号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第36号から日程第5 議案第39号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第3、議案第36号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定

についてから日程第5、議案第39号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若井千尋君。

○総務委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました3議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、6月16日の午前9時30分から、瑞穂庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第39号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

歳入予算における固定資産税の6,000万円の増額補正については、全部を歳出金額とする予定なのかとの質疑に対し、固定資産税の賦課決定後に6,000万円の税金を見込んでおり、これについては主な原資として歳出に充てている。今回の査定により、歳出は7,200万円ほどの事業規模になり、歳入は7,800万円の見込みとなったため、当初予定していた減債基金の繰り入れを一部中止し、差額の600万円を減額したとの答弁がありました。

また、この6,000万円の増額については前もって見込むことができたのではないのかとの質疑に対し、固定資産税の賦課金額の決定については、4月に決定し納付書を発送したことから、直近のこの議会に速やかに上程したとの答弁がありました。

そのほかに、衛生費国庫補助金の60万円の減額と衛生費県補助金の60万円の減額については、県の事業であったため減額したと聞いているが、詳細はどうであったのかとの質疑には、国、県の衛生費補助金に伴う成人風疹予防接種関連については、対象者を把握するための検査費用を県で賄うことになったため、当初、市の予算で見込んでいたものを削除したとの答弁がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、この案件に関し、過去に該当者はあったのかとの質疑に対し、該当者はいない旨の答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

報酬の実態に関して、当市の報酬額は他の自治体と比較して割高になっているが、その要因は把握しているかとの質疑があり、報酬額については合併時の合併協議会で調整されたものであり、当時の穂積町での報酬を採用していると把握している。現在のところ、報酬については合併後11年間は変わっていない。当市の消防団員は水防団員も兼務していることと、幹部団員の経験年数が高いことからこのような金額になっていると考えている。今後、他市の状況も調査し、消防団とも協議し適正な報酬額にするよう検討したいとの答弁がありました。

この質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成26年6月23日、総務委員会委員長 若井千尋。

○議長（若園五朗君） これより、議案第36号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第39号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第40号から日程第8 議案第42号までについて（提案説明・質疑・討論・

採決)

○議長(若園五朗君) 日程第6、議案第40号瑞穂市監査委員の選任についてから日程第8、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長(堀 孝正君) それでは、3件の追加提案について御説明をさせていただきます。

まず議案第40号でございます。瑞穂市監査委員の選任についてであります。

議会選出の監査委員に欠員が生じたため、新たに広瀬武雄氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第2号)であります。

小・中学校のエアコン設置につきましては、平成29年度までの4カ年の継続事業とし、当初予算でお認めいただいたところではありますが、平成27年度に全小学校、平成28年度に全中学校を整備できるよう、平成28年から29年度の年額割をそれぞれ1年前倒しとする継続費の補正をするものであります。

次に、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

本定例会で議会の御同意をいただいた教育委員会の委員、大内康博氏が就任を辞退されたことから、新たに加藤悟氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、3件の提出議案につきまして概要の御説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(若園五朗君) 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前11時01分

○議長(若園五朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号、41号、42号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第40号、41号、42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより日程第6、議案第40号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、広瀬武雄君の退場を求めます。

〔7番 広瀬武雄君 退場〕



○議長（若園五朗君） 質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

本案につきましては、議会選出の監査委員ということであります。議会選出の監査委員というものは、やはり議会の意向を尊重するというので、たしか堀市長になってからだと思いますけれども、それまでは市長が選任を直接していたわけでありまして、堀市長になってから、議会の中で十分議論をして、そこで推薦された人を市長が選任するというようになっていたと思うんですね。それはもう何十年来、前の松野さんの時代から話をしてきたわけでありまして、実現できなかった。それが堀市長の就任の中で実現できるようになったわけがあります。

これは議会を尊重していくという観点から、議会にとっては大事な一歩前進であるというふうに思っているわけでありまして、しかしながら、今回についてはこの議案自体を、先ほど全協の席で初めて議案第40号としていただきました。いわば、突然いただいたという感じで、全協の中で議長は執行部に提案権があるからというような言葉を口走りましたけれども、その提案権があるということは十分踏まえた上でのこの間の議会選出監査委員の経緯について話をしているわけでありまして、ということがなかった。

だから、そこでお聞きをしたいんですけれども、まず1つは、誰かからそういう推薦の話があったのか。1つは、新生クラブの会長から推薦依頼があったのか。2つは、若園議長から推薦があったのか。はたまた堀市長の判断で、議会に諮ることを省略して議会選出の監査委員を議案第40号として提出していた。この点についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

本定例会開会日の全協におきまして、その前に若園監査委員から監査委員を辞職したいという申し出がございました。私はそれを受理しましたので、議会開会日の当日の全協の場で、こうして監査委員が辞退されましたので、私は受理しましたから議会のほうで御選出をしてくださいよと、これを一番初めにお願いしたところでございます。

そういう中におきまして、議長のほうから二、三日前に、広瀬武雄さんをとというふうにありましたので、議長からでございますので議会で選出されたというところで、私はきょう、選任の提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） じゃあ自席でお願いをいたします。

今の市長の答弁ですと、議長に若園監査員の辞職に伴う新たな監査委員の選考についてお願いを申し上げた、この事実が1つ。そして、二、三日前に議長から、広瀬武雄議員の名前が出された、これが2つであります。

しかし、議会の内部の話ではありますけれども、先ほど申し上げたように、議会の中では全く諮られておりません。全く諮られておりません。この件だけじゃないんです。監査委員も人事だとすれば、その他の議長、副議長、さらには常任委員長を含めて、私が思うには多数派の新生クラブの安定的な議会運営のための人事を各派調整しながら決めている。見事にそれにはまっているんですね。全部推測したとおりのことが、全部そのとおりになっている。

つまり、私は新生クラブの会長でもないし、あるいは県会議員でもありませんから、何にも知らなくて当たり前なんですけれども、考えたことがみんな当たっちゃうというぐらい露骨な運営なんですよ、私に言わせると。ちょっと行き過ぎなんです。数がどうのこうの問題じゃなくて、やはり5万数千人の住民の命と権利を守るために負託をされた議員であるならば、まさしく党派を超えて住民のために何が一番ベストかということを考え、議論し実行していかなくちゃいけないんですよ。それが多数派の思いで具体的に進められていく、こんなことはいいことじゃないんです。皆さん、本当に自分でよく考えたら、こんなことでいいんかと。あれらは少数派だから。少数派とか多数派とかという問題じゃないんですよ、いつも言っているように。

だから、そういう点が実際この監査委員の選任についてはあるというのが実情だと思うんです。私は別に、ここで名前が出ていますけれども、広瀬武雄議員の個人の資質について、あるいは人柄についてとやかく言っているんじゃないですよ。私は、温厚で経験豊富で本当にすぐれた方だと思っています。

ただ、私が言うのはその手続、市長は議会を尊重する。そして、尊重された議会は議会の中で今度は議員を尊重して、十分議論を尽くす。いわゆる適正手続なんです。この手続を怠ると、どこかで必ずしっぺ返しが来ますから、その適正手続を一つ一つ積み上げていく中で議会の正しいルールというものをつくり上げていくんです。つくり上げていく過程なんです。そして、今言った議会選出の監査委員というのは、まさにその過程にあったんです。あったものを自分たちから葬り去る。それを堀市長に要求したときには、議会を尊重しろと、議会を軽視するなと言ったんですよ。議会を軽視するなと言った人たちが議会を軽視したら、これどういうことですか。自分で自分の首を絞める、議会を破壊する行為になるんですよ。

〔「休憩や、議長」の声あり〕

○3番（西岡一成君） ちょっと待って。そのことの問題について、市長は経過を報告されましたけれども、全く御存じなかったですか、そのことは。議長からもその話がなかったですか、議会でどういう討論をしたか。

○議長（若園五朗君） 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） はっきり申し上げまして、全協で、欠員ができたから議会で選んでくださいよと申し上げたので、十分に話し合われてのあれというところで、議長から名前がありました。もう十分話し合われたものだと思って私は受けさせてもらって、選任同意を出させていただいております。その中身がどういうふうであったか、議長からこういうふうで名前を聞きましたので、十分話し合いをされたものだと思って、私は選任の案件を出させていただいたところでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時21分

○議長（若園五朗君） ただいまから再開します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

ただいまの西岡議員と市長の質疑答弁のやりとりから明らかになったことは、議会選出の監査委員の選出方法について、一部の会派だけで決めたいということであり、議会に対して、この場で質疑はできませんので、市長にお聞きしたいと思います。

こういうことが明らかになった以上、瑞穂市議会のぎくしゃくを少しでも是正していくためにもう一度話し合って選出してくださいと、2期8年積み上げてきたやり方に戻すと、こういうことについて市長はどのように考えられますでしょうか。

○議長（若園五朗君） 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

議会側の監査委員選出におきましては、私もかねて瑞穂市の市議会議員をしておりました。そのときから申し上げておりましたが、当然、議会議員側の監査委員は議会の中の話し合いによって選出されて、首長が選任同意を求めると、こういうのが本当の民主的なルールでございます。私は過去、旧巢南におきましてもそれを実行しておりましたし、市になりましてそういうふうでなかったものですから、私が当選させていただきまして就任してからは、即そのことは実行させていただきまして、議会選出の監査委員におきましては議会で話し合っただけで決めていただくということをお願いをしてまいりました。

今回もそういうことをお願いしたところでございます。当然、議長から名前を受けましたので、お話をされて選ばれたものと私は解釈しまして、選任同意を求める案件を出させていただいております。

私としましては、議長からのあれでございます。話し合われてのあれだと思って、この議案を出させていただいておりますので、その点御理解いただきますようお願いを申し上げて、議長から報告を受けたあれで重く受けまして出させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武です。

今市長の答弁の、議長は議員全体にかけて了解を得て提出したものと思って議場に上げたと言っておりますけれども、先ほどから言っているように、民主主義の世の中で、多数決で決まってそれが提出されたものなら、何も私は反対することは今までありません。

だから、今回の件に関しても、1回も諮られたこともなく、議長から提出されたものを認めて議場に提案したというならば、そのこと自体の根底が覆ったのではないかと思います。以上、答弁は必要ありません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第40号の瑞穂市監査委員の選任についてでございますけれども、先ほど来から市長さんから経緯についてお話がございましたけれども、要はこの委員の選任については議会の中で何も話し合いがされていないにもかかわらず、議長から報告があったという内容でございます。

したがって、執行部側はこの議案について、例えば撤回をすとか何か考えがあるか、そこについてちょっとお尋ねをしたいと思いますけど。

○議長（若園五朗君） 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） いろいろな意見が出ております。私としては、十分話し合われてと思っただころでございますが、今いろんな意見を聞きますとあれでございます。

けれども、提案させていただいております。できることなら休憩をしていただきまして、全協の中でもう一度話し合ってください、この線で改めてということで了解をとっていただくというか、そういうことをしていただければありがたいなと思います。監査委員でございますので、できることなら全員の皆さんでその方に御同意いただきたい、こういうことを思っております。

ですから、私としては、まるきり広瀬武雄さんを撤回することはいたしません、はっきり申し上げます。けれども、できることなら、本当に議会の皆さんの御了解がいただけるように全協でもう一度お話をさせていただいてと思っております。

ちょっと理に合いませんかもわかりませんが、できることならそういう形をお願いをしたい

など、このように思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎議員。

○8番（松野藤四郎君） 市長さんのほうから撤回をしないと、このままで賛成を得たいという話でございますけれども、直接議長さんに、この場でいろいろお尋ねというのか質疑はできませんので、休憩をとって全協の場で、例えば経緯についてお話を聞きたいと思いますが、どうでしょうか。

[発言する者あり]

○8番（松野藤四郎君） 言葉足らずですけど、休憩動議をとって、全協の場でこの間の経緯について議長から説明を願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 直ちに休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午後2時00分

○議長（若園五朗君） 会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

大変困りましたけど、反対討論をさせていただきます。

議案が既に市長から提案されておりまして、そこには広瀬武雄議員を議会選出の監査委員として提案したいという議案が既に提案されております。その後、これは議会選出でありながら議会で話し合いがされた結果ではないということが明らかになりました。

どういうふうに分らなくなったかということ、議長の全くお1人の独断で推薦し、市長に伝えたということが明らかにされました。その後で、じゃあ、その後どうするかということになりましたら、時間がかかりましたが、ほかに監査委員になりたい方が見えれば手を挙げていただいて、全員協議会でどちらになるか採決をとることになりました。採決の結果、広瀬武雄議員のほうが多ければ、もう議案第40号はそのまま、もし反対になれば一回議案を撤回していただいて、または修正していただいて、もう1回議案が出されることになりました。

という経過でしたので、このようなごちゃごちゃした経過がなければ、全くのお1人だった

ら私は賛成です、この議案に。でも、このような非常に議会の、今までもいろいろあったわけですが、今回それが露骨に出たというか、何と言ったらいいでしょうね。非常にわかりやすい形で出てしまったことは、やっぱり若園新議長さんのもとにこれから1年間やっていくのを、これを本当に反省して、そして若園議長さんだけの責任ではないと思います。周りの人は、これを知っていた人がいたとすれば、周りの人全部だと思うんですけど、議員も。議員全てです、会派にかかわらず。会派離脱をしていらっしやらないそうですから、所属の会派は責任が当然あるでしょうけど、知っていたほかの会派の人もそうでしょうし、議会事務局も責任があると思いますし、できれば聞いた市長さんも、十分話し合いましたかの一言もあれば、ちょっと経過が変わっていったかなと思います。

そういうことを全部含めて、今後このようなことがもうないようにという願いを込めて、広瀬武雄議員は監査委員として十分お仕事をなさる方だと思いますが、以上の理由であえて、申しわけありませんと言いながら、反対させていただきます。

以上が反対理由です。

○議長（若園五郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） はい。古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 私どもは監査委員を話し合いで決めるといった定義を理解しておりませんし、きょう初めてお聞きしましたものですから、ちょっと判断しかねますので、私と河村は棄権させていただきます。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番 河村です。私も古川議員と一緒に棄権させていただきます。

〔10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君 退場〕

○議長（若園五郎君） 瑞穂市監査委員に広瀬武雄氏を選任することに同意する方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第40号は同意することに決定しました。

[10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君 入場・着席]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君の入場を許します。

[7番 広瀬武雄君 入場・着席]

○議長（若園五朗君） これより日程第7、議案第41号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

議案第41号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）、本案に賛成する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより日程第8、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命について、質疑をいたします。

今議会中に、この議案にありますとおり大内康博氏が一回可決されたわけですが、私は棄権をいたしました。

今回、新たに加藤悟氏の同意を求められております。理由として、就任を辞退されたことからということが書いてございますが、お聞きいたします。

大内氏が就任を辞退された理由ですね。大内氏がされたわけですから、大内氏がおっしゃった就任を辞退した理由と経緯ですね。経緯の中でお聞きしたいのは、一回可決しているわけで

すから、この可決について大内氏が辞退されたというのはおかしいわけですね。ですから、執行部の何らかの説明があったと思うんです。いつ、どういう経緯で説明をし、大内氏がいつ、どういう理由で辞退されたかを説明を求めたいと思います。余りに議案提案文がきれい過ぎますのでということです。以上です。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今議会で、初日に大内康博氏の議決をいただきました。

それから一般質問において、初日に教育委員として今の立場がどうかという質問がございました。私は議会の一般質問中はなかなか動けなかったものですから、一般質問の2日目の木曜日に、大内康博氏にこれからお世話になるという意味もあるんですが、会って一般質問で指摘された内容についてお伝えをしました。

すると、大内康博氏のほうが、そういうふうに言われるということであれば、今回、御迷惑をかけてはいけないので、就任前だから就任を辞退させていただきますというお願いをいただきまして、それを文章にさせていただいて辞退届という形で、正式に決議されたものに対する自筆の辞退届を書いていただいたというのが木曜日の夕方でございます。2日目の一般質問が終わってから私が動いて、大内康博氏に説明をし、大内康博氏から辞退の申し出がありました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 御説明はわかりましたが、1点、よくわかりませんでしたことを再度質問いたします。

木曜日ですね。教育長さんから大内氏に一般質問であったやりとり、こういうやりとりがあったということをそのままお伝えしたところ、そのことで辞退しますと言われたというふうにお聞きしたと思いますが、6月5日の初日にもあったわけですね。特に兼任のことについてあったわけですね。だから、初日と一般質問の両方にあったと思うんですが、ここではっきりお聞きしたいのは、兼任に当たるかどうかという執行部の判断については直接示されたのか。当たるか当たらないかね。それを説明なさったのかどうか。判断があったかということと、その判断の結果を説明したのかどうかと、この2点だけちょっと教えてください。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 初日の段階では、そこの質問等にも答えておるとおり、私としては県に確認をしてやっていただけのものと思っていました。

ただ一般質問で、松野議員から事細かにいろいろ質問いただきましたので、そういったことについては大変解釈が私の中で不安になったものはあります。ただし、私が大内康博氏にお伝えしたのは、瑞穂市の議会でこういうことが取り上げられたということについて、今後、大内



康博氏に就任をしていただいた後、いろいろとそれもかかわってくるかと思ひまして、そういう話題になっているということをお伝えしながら、実際の勤務の実態等をお聞きしながらやりとりしているうちに、そういういろいろなことが出てくるならば辞退したいということでございました。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 答弁していただきました。確認します。

こういう結果になってしまったわけですが、兼任に当たるか当たらないかの判断についてはどのようにお考えか、そこだけちょっと教えてください。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 私といたしましては、やっていただけののではないかとは思ってはいたんですが、こういった松野議員から指摘を受けるような内容については、まだ内容が自分としてもはっきりしないところでのこういう状態ですということをお伝えに行ったという、その段階で辞退されるということでした。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私の聞き方が悪かったようです。

その段階でお伝えしたことはわかりました。現在、兼任についてどのような御判断をしてみえるかをお聞きしたいんです。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市の中で教育委員の選任を、教育委員会としてお願いをした段階で、副市長のほうから兼職の禁止の心配はないかという指摘もございまして、それ以後、岐阜県の教育委員会のほうに確認をして、当たらないという返答はもらって、そしてお願いをしていたんですが、それ以上にどうかという話については一般質問までありませんでしたので、一般質問の指摘を受けて、いろいろこれからと思っていたところに辞任という形で申し出がありました。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武。

教育長に少しだけお聞きします。

今度の方というのは、前のときにも一応一般質問で質問したんですけれども、要するに兼職の件と、それから一番すばらしい方というお話を聞いて、その後辞任という形に至ったんです

けど、じゃあ今度加藤氏が瑞穂市のほうとか云々で兼任をされているようなことがないのかというのと、これは4名か5名の間から選ばれたというんですけれど、今回はそういうことなしに、全て白紙のもとにこの方が一番適任だということで判断されたかという2点について御質問をいたします。

というのは、この方の名誉のためにも、やはりその辺のことをしっかりした形で選ばれたという教育長のお言葉を聞きたいもんですから、質問させていただきます。以上です。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 先ほど木曜日の夕方に辞任の願いということで、それを市長、副市長にも報告しながら、新しい人選については金曜日の朝から始めまして、加藤悟氏の現在のお仕事ですけれども、基本的な常時というような形はないんですが、瑞穂市の呂久の自治会長さん、区長さんという立場、それから瑞穂市の社会福祉協議会で、自治会長のつながりで理事をされております。それから、岐阜県の発明協会の関係で瑞穂市の少年少女発明クラブの会長さんをやってみえます。以上です。

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） たくさんの役職をやられて多忙な方だと思いますけれども、その中で教育委員会という重責を担うもんですから、その辺のことで私としては少し整理をされて、この教育委員会というのに、もう少し本腰を入れていただくということが一番ベターかなあと思っております。

校長さんやっただけで教育関係には精通されておるとは思いますけれども、やはりこれに打ち込んでいただくというのが基本的な私の主張なもんですから、一応提案というんですか、教育長にその辺のことを含めて重荷にならないような形で教育委員会という重責をやっていただきたいと切にお願いして、質問にかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野藤四郎でございます。

議案第42号の瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

今回、こういう形で議案が出てまいりましたけれども、まず先般の質問の中でも言いましたように、兼職禁止事項に当てはまるのではないかということをいろいろ事例をもってお話ししましたけれども、先ほど教育長さんの説明によると、県に確認して大丈夫だと、こういうことでありますが、先般の枚方事件について、私は質問をいたし、その中で結局、これは非常勤ではなくて常勤の職員に当たると、こういうふうになったんですね。

教育長さんは、一般質問の2日目にそのAさんのところへ行って、議会の中でのお話をされ

て、本人から辞退だということですのでけれども、この兼職禁止については、枚方の裁判の内容についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 枚方の裁判の判例について、詳しく調べたわけじゃございません、私どもでは。

ただ、一般質問で御質問いただいた時点で、そういった判決があるということ認識して、それなりの調査はしたと。ただ、枚方の裁判については、いわゆる非常勤と常勤の区別の判断で、いわゆる4分の3の時間を超えた実態がある場合については、仮に非常勤であっても、それは常勤とみなされるという判断がなされるというようなことであると思います。

今回の事案が、私ども最初は、そのときにもお話ししたと思いますけれども、一体どのぐらいもらってみえとか、そういう細かいことを聞いたわけではなく、どういった任命形態であるかということをお聞きした時点で、非常勤特別職であるというようなお話を聞いて、そのまま素直にいわゆる4分の3以内の勤務実態であるんだなという判断をしたところでございますが、一般質問の中では、それが実態として危ういようなお話もありましたので、市長よりそこら辺は十分詳しく調査するよにといった指示もいただきましたので、教育長がその旨を御本人さんに確認しようとしたところ、そういうふうな話が出るんであったらというようなことで辞退したいというお話が先に言われたということでございまして、それも私も教育長から電話で受けました。

ですから、辞退をされるということが先にありますので、この枚方の事案と実際はすり合わせたわけではございません。検証は今後しなきゃならないなとは思いますが、同じ自治体として、本巢市さんのほうでお勤めで、非常勤特別職という概念がいわゆる同一規範であれば、4分の3以内での職責であるというような認識は持っておりますので、その日によって7時間、8時間働いたとしても、週単位で見た場合は4分の3におさまるとというのが私ども瑞穂市がやっておる実態でございます。現に、図書館長で見た方なんか、非常勤特別職でお願いした場合、週の中で8時間働かれる日もありますけれども、それを調整しながらローテーションを組んでやってみえた実態はありますので、そういった概念のもとで私どもも判断したわけでございますが、一般質問の中で枚方の例も示されまして、再度確認をしたというのが実態でございます。

今後、こういった枚方の例もございまして、当市においては非常勤特別職ということは4分の3以内ということで厳格にやっておりますけれども、よその自治体の場合はどういう実態であるかということは調べながらやっていかなきゃいけないということ認識したところでございます。今後においては、そういった点についても配慮しながら人選に臨みたいと思います。

たまさか今回、加藤さんの場合は何もそういった非常勤の勤務実態もないということでござ

いましたので、報告を受けた段階で、人選をした段階でそういった危惧はなかったということ  
でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 一般質問の2日目の終わった後に、教育長さんがA氏のところへ行っ  
てお話をしてきたと。

そこで、兼職禁止の話も多分されておったと思いますし、執行部としても、これはどうもこ  
れにひっかかるのではないかとということで、これを伏せて、まずとにかくAさんのほうから辞  
任を出させるような格好で詰めたように思うわけですね。

要は、まず兼職禁止というのほどのように理解されているか。これがあつたから今回このよ  
うなふうにしり変わってきたと思うわけですが、差しかわってきたというふうにするわけ  
ですけれども。

それと、一旦議会側にも責任がありますけれども、この議案について同意をしておるわけ  
ですね、先回。これを撤回するような格好になるわけですが、議会側にも責任があります  
けれども、執行部としては、そのA氏に対してどのようにおわびするというのか、責任とい  
うのか、執行部としてどのように考えているか、A氏に対する責任として、お願いします。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 一般質問の第1日目で松野議員から指摘を受けたことを、こういう状  
況だよということをお伝えに行ったということで、強要するとか、そういうことはありません。  
そういうお話をしている中でそういう申し出があつたので、そのほうが波風が立たないならば  
とお考えなのかもしれませんけれども、そういうふうに申し出があつたので、その後、どうし  
ても、もう1回全員一致で議決をいただいたものですから、私としてはやっていただきたい旨  
はあつたんですけれども、やはりその指摘の中で御本人がお考えになって辞退をされて、混乱  
をしないように配慮していただけたのかなあというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 教育長さんのほうから答弁がありましたけれども、今でも兼職禁止に  
は当てはまらないというふうで私のほうは理解すればいいでしょうかね、教育長さんの考えは。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 私としては、人選を市長とも相談した上で秘書広報のほうに出させて  
いただいて、秘書広報のほうでそういったものも細かく精査していただけるものと思ってい  
ます。私は、そういった人物を推薦させていただいたという形です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） この方は、私はよく存じておりませんが、推薦されてきている方ですので、それなりの立派な方だと思いますけれども、要は非常勤、常勤のそういったところを兼職禁止に当てはまるのではないかというふうで質問をしたんですが、今でも教育長さんは、それは当てはまらないと、非常勤だというふうで解釈をされているのかということを確認したいんですけれども。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 大変私としてはグレーな部分ではないかなあと、個人的な意見を求められたので、個人的には思っておりますが、またいろいろな方面から考えていただいて、正解というか正しい考えをまた学んでいきたいと思っておりますが、現段階ではまだちょっとグレーな部分があるんじゃないかなというのが個人的な意見です。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） グレーゾーンの中に該当しておるわけですが、立場をかえて、市長さんあるいは企画部長から御意見があればお答え願いたいと思っておりますけれども、この件についてどう思われるか。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今回の教育委員選任に当たりましては、本当に議会の皆さんにもいろいろ御心配やら御迷惑をかけた、反省するべきところがたくさんございます。勉強させていただくことがたくさんございました。

これを契機にしまして、今後はこういうことのないようしっかり取り組んでいきたいなど、このように思っておるところでございます。御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、現在提案させていただいております加藤悟さんの選任に御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に、加藤悟君を任命することに同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

---

#### 日程第9 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第9、発議第5号地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋です。

ただいま若園議長より発言の許可をいただきましたので、小川勝範議員、古川貴敏議員に御賛同を賜りまして、地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書。

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増嵩する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところです。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

1. 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。

また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

2. 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響

について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

3. 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

4. 社会保障・税一体改革の趣旨に沿い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に沿い、適切な配分に留意すること。

5. 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

なお、提出先は、安倍晋三内閣総理大臣、田村憲久厚生労働大臣、新藤義孝総務大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（若園五朗君） これにて趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

審議が長引いている折、大変申しわけございません。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、私も一般質問をいたしました。大変重要なことだと思っております。特に、瑞穂市のようにコンパクトシティで、かつ外からの流入者、転入者が多いまちでは、これを好気と捉えて、いいチャンスだと捉えて地域づくりに飛躍的に生かせるといいなあという願いも持っております。

ここの今の1から5まで書いてございますが、2番について教えてください。

今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において、次ですね。集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることが想定されていると。これは具体的にどういう影響を受けることが想定されているのか、お教えいただきたいと思

ます。以上です。

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） くまがい議員の御質問にお答えします。

私もこれはいろいろ勉強させていただいたんですけども、私も一般質問をさせていただきまして、地域包括ケアシステムというのは地域の独自性というか、この間も質問しましたが、都市部とか山間部、農村部、いろんなことが考えられますけど、ここで言う集合住宅というのは、要するに中央なんか都市部で、多分高層階なんかには高齢者の方がおられて、それが今オートロックというんですか、防犯上なかなか外部の方が入りづらいような建築物が非常に多いというようなことがあって、そういうことを想定すると、訪問介護をしていきたいんですけども、なかなかその建物に自由に入っていくことができないと、そういったことも非常に困難というか、その支援に妨げになることが出てくるのではないかなということもあると思いますので、そういうことも想定の上でその地域の特殊性というか、そういうことも考慮して検討していただきたいというふうに解釈しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） それは予想できるんですが、診療報酬改定についてと、そのかわりで書いてあるので、お金の面で配慮が必要なのかなと思ったんですけど、ちょっともしわかったら教えてください。

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 多分、お答えにならんとおもいますが、ちょっとそのことは関連性が非常に自分ではわかりづらいことなのでお答えできません。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]



○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 発議第6号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第10、発議第6号集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

6番 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

議長より許可をいただきましたので、集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書、全文を朗読させていただきます。

発議第6号、平成26年6月23日、瑞穂市議会議長 若園五朗様。発議者、瑞穂市議会議員 棚橋敏明、賛成者、瑞穂市議会議員 藤橋礼治議員、賛成者、瑞穂市議会議員 広瀬時男議員。集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書。

安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安法制懇、柳井俊二座長）」が提出した報告書を受けて、集団的自衛権の行使容認を、6月中にも閣議決定する方向で与党協議を加速しており、閣議決定を踏まえた関連法案の整備も予定されている。

近年の北朝鮮による核・ミサイル開発の動きや、東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、限定的な集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更を求めることについては否定するものではない。

しかしながら、集団的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題であることに鑑み、今後、閣議決定を経て、関連法案の整備を進めるに当たり、国会において十分な時間をかけた審議を行うとともに、関係者との十分な意見交換を踏まえ、国民的議論を経るなど、広く国民への説明を求める。

提出先、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正明殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿。以上、提出いたします。

御審議の上、皆様方の御賛同をいただけますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略した

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 堀武、質問をさせていただきます。

非常に重要なことなものですから、近年の北朝鮮による核・ミサイル開発の動きや東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、限定的な集団的自衛権の行使について、憲法解釈の変更を求めることについては否定するものではないとあるけれども、憲法解釈のどこの変更を求めることについては否定しないのか。否定するものではないというのは、何をもって解釈をしたらいいのか、ちょっと理解できるように説明をよろしくお願いします。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） それでは、お答えいたします。

ただいまの質問に対しまして、さまざまな差異が生じるといけませんので、全てこの書面のとおりということで解釈していただけますよう、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） こんな重要な憲法解釈の変更を求めることについて否定するものではない、こんな根幹をなすことに関して、広く云々というよりも憲法のどこなのか、なぜ変更を求めることについて否定するものではない、この重要な部分を今のような答弁では到底納得できるような話ではありません。

再度質問します。憲法解釈の変更を求めることについて否定するものでないと、これは非常に重要で、憲法というのは今言うように日本の国の根幹をなす重要な事項です。そのどこに、全体といたって福祉から全てに書いてあるわけですから、そんなことは恐らく言っていないと思います。ですから、この憲法解釈の変更というのは、何を求めることに対してするのか。

というのは、集団的自衛権の閣議決定だけで行こうという、まさに大変なことをやろうとしているものですから、それに対する憲法解釈の変更というのは根幹をなすことですから、もっと誠意ある確実な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 先ほどのことにつきまして、まさに今国会でも同様にこの憲法解釈がさまざまところへ及び、より大きな差誤、そして差異が発生しております。

ですから、そのために閣議決定ということもまさにされようとしているわけですが、ですから、どこにこれが波及するかわかりませんこととございます。ですから、あくまでも私たち今回の意見書につきましては、そのさまざまの中のどこを捉えるとか、そういったことでなしに、あくまでもこの書面のとおりのことにて、解釈のほうよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 全然答弁になってないというより仕方がないです。

広く云々といっても、この集団的自衛権の行使について、憲法解釈上の諸問題がここには載ってくるはずなんです。それをもう少ししっかりした答弁をしていただかないと、何かこれは文書だけを、どこかの文書か僕はわかりませんが、提出するだけのことで、その辺のことの重要なことの集団的自衛権の行使について閣議決定だけで行こうとしている今の体制に関して、今一番求められているのは、憲法上との整合性について今言われているところなんです。憲法の中のどこの整合性が問題になっているのか、重要なことなんです。再度質問します。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 再度申し上げますが、先ほど堀議員がおっしゃられたとおり、さまざまところへ、今いろんな誤解も生み、また正しい部分もあるかもしれませんが、いろんな臆測が飛び交っております。

ですから、まさにこの文面のとおりのこと、この書面のとおりのこと、私どもとしましてはこの書面のとおりのこと解釈していただき、今さまざまなことが飛び交っている中が、国のほうもその整理にかかっておりますし、ですから私どもでこの部分ですというわけではなしに、飛び交っている全てをここでやっぱり内閣がどのように判断するか、それを私たちは問うものでございます。

あくまでも全文ともこの書面のとおりのことにて解釈していただけますよう、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 再度、何回言ったって同じことになるものですから、ただこの中で、ほかの2名の議員の方もこれについて賛同して、内容を知っていることとっておりますけど、恐らく聞いても同じようなことになると思うものですから、あえて私はこの件に関して、もう少し具体的なことに関して深く理解をして、そしてこの意見書は上げるべきものと思っております。

ですから、憲法解釈の変更について否定するものではないなんていうことを簡単に述べるな

らば、やはりその辺のことをもう少し勉強されて、そして上程をされることを望んで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

本意見書につきましては、集団的自衛権の行使容認、解釈改憲で閣議決定することを肯定する意見書であります。私はそういう立場には立っておりませんが、質問をさせていただきます。

まず1点目は、「北朝鮮による核・ミサイル開発の動きや、東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、限定的な集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更を求めることについては否定するものではない」、こういうふうに書かれておりますけれども、今の北朝鮮等の動きと限定的な集団的自衛権との関係についてはいかがでしょうか。まずその点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） この文書を作成するに当たり、とにかくさまざまいろいろなことがある中において、一番中心的、また一番大事な部分、それにとにかく要約し、そして私たちは私たちがなりにこの意見書に対して、小さいながらも一生懸命歩みを続けてまいりました。

ですから、この中に要約されている部分にはさまざまなことがございます。どうか何度も申し上げますが、この文書に含まれているとおりでございます。この書面のとおりに御理解いただきまして御賛同得られますよう、どうかよろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 堀議員の質問と同じようなものですけれども、質問しておるわけですね、私は。

どういう質問かという、北朝鮮による核・ミサイル開発の動きや、東シナ海における尖閣諸島の領有権問題などと集団的自衛権とがどういう関係にあるんだということを聞いておるんです。書面のとおりに解釈していただき、書面のとおりに書いてないから、書いてないことをお聞きしているんです。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 何度も申し上げますが、近年の北朝鮮における核・ミサイル開発の動きや東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、日本の安全保障をめぐる環境が変化する中で、限定的な集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更を求めることについては否定するもので

はないですというのが私たちの考え方でございます。これが答えとさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 意見書を、上からどういう案文がおりてきたかしりませんが、そのまま写して朗読して提案すればいいというもんじゃないです。

そうじゃなくて、重大な問題なんです。集団的自衛権を認めるであれば、北朝鮮の核・ミサイル開発や東シナ海における尖閣諸島の領有権問題とどういう関係があるか、そのことを聞いているんです。もっと言葉を足すと、個別的自衛権でそれはいい問題なのかどうなのか。そのことを質問しているんです。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 西岡議員の質問に答えます。

何度も同じことを答えますが、私たちは私たちに何度もこの案をいろんな意味で相談してまいりました。決して上からおりてきた意見をうのみにしているわけではございません。まずこれははっきり申し上げます。

そして、先ほどの質問に対しまして、公正文書という差誤、そして差異、これが発生いたしますので、あくまでもこの意見書の文面をどうか皆様御解釈くださいませ。これが全てでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 話にならないですね。質問に対して答えてもらえばいい。何にも答えてないんです。

じゃあ、そもそも聞きますけれども、個別的自衛権とは何であり、集団的自衛権とは何なんですか。どこが違うんですか。ちょっと教えてください。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 言葉にはさまざまな意味で解釈の差、そういったものが生じます。

ですから、何度も申し上げますが、この意見書のとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 言葉にはさまざまな解釈ができる、それで聞いておるんです。集団的自衛権とは何ですか、個別的自衛権とは何ですか、一緒なんですか、どこが違うんですか、そのことが明らかにならなければ、本来この文章の北朝鮮による核・ミサイル開発の動きとか東シナ海における尖閣諸島の領有権問題など、そのことと限定的、集団的自衛権の行使という問題とは結びつかないですよ、全然。何を書いておるかわからんのですよ。この意見のとおりだと

言われても、意見に何を書いているんですか、それ。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 何度も申し上げますが、差異、差誤が発生するようなことは極力避けたいと思います。

それともう1つ、今自民党の中で、例えばきょうも、中日新聞を見ていただいたらわかると思いますが、今の集団的自衛権に対して約30%の方が反対しておられます。その少数の30%の……。

〔発言する者あり〕

○6番（棚橋敏明君） 新聞記事を持ってきてもあれですが、反対している方々がそのような数でございます。

その中で、我々も今勇気を持って私たちも反対しているわけです。そういった部分もどうか鑑みていただきまして、御賛同のほどよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） とにかく支離滅裂なことを言っちゃあだめなんですよ。私たちは反対している。冗談じゃないですよ。

この案文は、冒頭申し上げたでしょう。限定的な集団的自衛権の行使について、憲法解釈の変更を求めることについては否定するものではない。閣議決定も認めているんですよ。その後で、いわゆる法的な整備について国民の声を聞けとか、十分慎重に審議せよという意見書の中身になっておるんですよ。

だから、反対じゃないんですよ。だから、反対ではないわけで賛成の立場でもっと法整備の段階で国民の声をちゃんと聞きなさいと言っておる。ところが、先ほどの集団的自衛権って何ですかという質問をしましたけれども、意見書のとおりでありますと。集団的自衛権とは何ぞやという定義なんか何にも書いてないですよ、これ。それは、端的に言えば、アメリカが攻撃された。自分の国が攻撃されたわけではないにもかかわらず、自分の国が攻撃されたものとして、その攻撃した国に対して武力行使をやってもいいですよ、可能ですよということなわけですけれども、そのことだとか、要するに定義をしっかり踏まえた上で意見書をちゃんと書いてもらわないと。だから、自民党は今までこの集団的自衛権、あるいは個別的自衛権に対してどういう態度をとっておったんですか。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 自民党のことはともかくといたしまして、私たち、そして私たちの市議会における自民党会派、新生クラブですね。こちらでは、とにかくもっと正確に国民の方々に集団的自衛権について説明しましょうよと、してくださいよというようなことで、私たちはこ

の意見書を作成したわけでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） らちが明きませんので、別の質問をしますけれども、閣議決定で憲法解釈の変更をやっていいんですか、これは。自分たちはそれは認めているわけだから。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 質問にお答えします。

よく文書を読んでくださいませ。6月中にも閣議決定する方向で与党協議を加速しており、閣議決定を踏まえた関連法案の整備も予定されているというだけで、賛成とかそういったことじゃないです、はっきり言いまして。

だからこそ、広く国民への説明を求めてくださいという提言をしているんです。そこら辺をよく解釈してください。お願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 何回も言いますけれども、限定的な集団的自衛権の行使について、憲法解釈の変更を求めることについては否定するものではない。認めておるんですよ、これ。だから聞いておるんです。

憲法99条、これは憲法の尊重義務ということになるわけですがけれども、そのことと、今のこの閣議決定だとか憲法解釈の変更ということはどうなんですか、その関係は。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ただいまの質問ですが、今回のこのことにおきましては、表題にございますとおり集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書、あくまでも広く国民にわかりにくいことも多いから説明してくださいということも含んでおるわけです。だからこそその意見書なんです。そこら辺、よく御理解くださいませ。

[挙手する者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書と表題はそういうふうになっておるんですけど、何回も申し上げますけれども、限定的な集団的自衛権の行使について憲法解釈の変更を求めることについては否定するものではないということを書いておる、明確に。否定するものではないと書いている、それでいいですよということなんです。

だから、あえて言うと表題と中身との若干そごがあるような気がしますよ、これは。ただ、やっぱり具体的に日本の国家が今重大な局面に差しかかっている折、先ほど自民党と言ったの

は失礼しましたけれども、日本政府ですね。日本政府がどういう解釈を集団的自衛権に対してしておったのか。そして、それをなぜ解釈改憲で変更しなきゃいけないのか、そのことについてお聞きします。

○議長（若園五朗君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 昨今、これを誰しもが今、本当に集団的自衛権のことについて、だあつと本当に大雨のごとくいろんなことが入ってくるようになりました。それは確かに、この安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会ですね。柳井俊二さんを座長にしているこちらの懇談会、これはあくまでも安倍首相の私的諮問機関でございます。この動きが活発になってきて、それでこのようなほうに動いたと思いますが、それをさらに私たちは、そうではなく、広く国民の方々に、まずこの複雑でわかりにくい、例えば今本当に西岡議員もおっしゃられるとおり、さまざまなことをおっしゃられます。でも誰しもなかなか的確には答えられないし、なかなか難しい部分が多々あると思います。

だからこそ、しっかりと国民の方々に理解を得るための説明をくれぐれも政府にお願いします、また閣議にお願いしますと、そういったことを求めているわけです。そういったところを西岡議員、どうか御理解くださいませ。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 後がありますので、意見書がまだありますから、そこでまた話をしなきゃいけませんので、ここら辺でやめておきますけれども、やはり自分たちの意見書を出す場合には、そこに書かれている文言の概念とか、その関係等について、きちんと質問者に回答ができるように準備をしておいていただきたいというふうに思います。

○議長（若園五朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） くまがい君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、ただいま棚橋敏明議員が発議者、賛成者が藤橋礼治議員と広瀬時男議員ですが、この集団的自衛権の行使容認に関し広く国民への説明を求める意見書に反対の立場で、討論ではないんですね。討論というのはお互いにやりとりすることですので、討論ではなく、私の意見を



述べさせていただきます。枠組みは討論でございます。

3つ理由を考えましたが、4つにします。今の棚橋議員の説明を聞いていて、4つにすることに決めました。

まずどういう意見書なのか、はっきりさせなければなりません。今の御説明を聞いていて、これが全然提案者にも説明できないことがわかりましたので、私が要約させていただきます。

段落が3つございますが、2つ目、2段落の最後までに書いてあることは、私的な諮問機関であること、閣議決定する方向であること、そしてもう1つ、憲法の解釈改憲ですね。解釈の変更で憲法を変えてしまう改憲、この3つについては否定するものではないという文章でございます。つまり賛成という意味です。

最後の段落で書いてあるのは、しかしながら、非常に重要なことであるので国民にしっかり説明をしてほしいと、これでよろしいですね。提案者にかわって説明させていただきました。

私は、これについてこの意見書で反対でございます。

1つ目です。まずこの解釈改憲、憲法を改正する、解釈で変更すると、このプロセスに関して申し上げます。

これはほぼ1年前なんですけど、2013年の8月1日の新聞で、麻生太郎氏がナチスの手口をまねて憲法を改正していったらどうかという発言をなさいました。これがたった1年と、調べ直してびっくりしました。この1年間でこれだけ進んじゃったわけですね。つまり発言の趣旨は、憲法をわざわざ改正しなくてもいいと、反対が多いのでね。で、誰も知らないうちにこっそり変えたらいいんじゃないかというような発言をして、麻生氏は発言の趣旨が違うとかって言い直したわけですが、一部の新聞に、このときに本音ではないかと出たんです。そのとおりでしたね、今からしたら。1年間で、このすぐ後に解釈改憲が走り始めたわけですから、多分、国民にそれを出す前に、それを相談している段階で麻生太郎氏はぼろっと言っちゃったんだろうと思います。これが1年たって明らかになったことです。

初めから、ナチスですよ。これが問題ですよ。手口ですよ。手口をまねして憲法を改正しないでも改正しちゃったらとどうかと、この3つ目ですね。非常に問題のあることを、悪い言葉で言えば手口ですからね、たくらんでいたことになりますよね。過程、プロセス、もちろん私的諮問機関とか閣議決定とか解釈改憲というのは、もちろんプロセスとして非常に問題ですが、具体的にはもう最初からこういうことを考えていたというのは大変問題です。うなずいていただいて、ありがとうございます。

2番目ですが、内容についてです。

まず重要なことは、私もこれが出てきてから非常に勉強させてもらいました。立憲主義の否定。憲法というのは国の最高法規ですが、ほかの法律は全部国民を縛るものなのに、憲法というのは反対なんです。権力者を縛る、これが立憲主義ですね。それなのに権力者が変えちゃ

うわけですから、非常に立憲主義に反するわけですね。これを堂々とやっている。

2つ目、こっちのほうが重要かもしれませんが、戦争ができる国にすることです。最近、集団的自衛権ではなく、おとといぐらいですか、その前の日ぐらいですが、集団安全保障も行使したいと言い出しましたね。国連軍なんかに参加できるわけです。さすがに、公明党もどういふことを言い出すんだというふうに反発したので、慌てて引っ込めましたね。もうどこまで進んじやうかわからないという状況です。これが内容の2つ、立憲主義の否定と戦争ができる国にするということで、内容的に非常に私は反対です。

3つ目ですが、戦争ができる国になったときの問題点ですね。私の考えによればですが、暴力による弾圧、介入、支配、こういうことをすれば、必ず暴力による反抗や反撃を招くというのは、個人的な人間関係でもそうだと思うんですが、国対国でこれが起こるわけですから大変なことです。

何を言っているかよくわからんと言われるかもしれませんが、3つぐらいちょっと例を挙げましたが、日本と韓国、中国の関係がいまだにぎくしゃくしているのは、第2次世界大戦の結果です。それで、向こうはやられたほうですから、やっぱり傷というのは……、お静かに願います。静粛に願います。

いじめたほうといじめられたほうの違い、心理的な違いがもう今では常識になっていますが、やられたほうというのは、必ず根に持ちます。これが1つ目です。日本、それから韓国、中国のいまだぎくしゃくしている関係。

2つ目を申し上げます。今、イスラエルとパレスチナの問題がずうっと戦後続いておりますが、これはナチスによるユダヤ人のホロコースト、大量虐殺が原点になっておりますね。ユダヤ人は自分たちの国をつくりたいといって、パレスチナのところへイスラエルを建国したばかりに、その後ずうっとこの対立、火種になっているわけです。

3つ目に、ごく最近のことを申し上げますが、イラクのシーア派とスンニ派の対立のことですが、これはテレビで見て知りましたが、アメリカがずうっと中東にはかかわっているわけですが、フセインをやっつけてしまったと。ここから生じたんだそうです。フセインさんはイスラム教のマイノリティー、少数派の支配者のほうのスンニ派なんだそうですね。これである程度均衡を保っていた。マジョリティー、多数派のシーア派と均衡を保っていたのに、フセインさんを暴力で一方的にやっつけてしまったところから、イラクやサウジアラビアや、それからイランの民衆の均衡が崩れてきたんだそうです。

日本のレポーターが、日本に住んでいるイラク人にスンニ派とシーア派ってどうやって決まるんですかといったら、日本に住んでいるイラク人が、びっくりしましたがこう言っていました。私のお父さんはシーア派、お母さんはスンニ派、でもけんかしません。一家のうちでも、何人も兄弟がいても両方いるんだそうです。どうやって決めるんですかといったら、好きに選

んでいい。だから、今まではそれで仲よくやってこれた、今よりは。

つまり、今まで3つ申し上げましたが、政治的に暴力的な介入をすれば、あと必ずやられたほうは尾を引くということです。以上、プロセスと内容と、それから暴力による支配、これに反対する意を述べましたが、4つ目を述べます。この意見書について説明ができない提案者が、これが4つ目の理由です。

最後に、きょうは日本で唯一の戦場になった沖縄戦の最終日だそうです。沖縄では慰霊の日だそうですね。

私は無所属、政党は何も属していませんが、ネット上の日本おばちゃん党というのに属しております。「全日本おばちゃん党」、All Japan Obachan Partyというのです。これの代表代行をやっているのは、憲法学者の谷口真由美さんという方で、このごろは新聞、雑誌、テレビでも発言していらっしゃいます。

この政策の第1条はこうです。「うちの子もよその子も戦争には出さん」、一見ふざけたような文章なんですが、全部大阪弁でやるということで、瞬く間にネット上は私のような会員がふえ、そして今はテレビ、新聞、雑誌でも発言をしてみえます。この全日本おばちゃん党というのをネットで引きますと、その都度政治的に問題になるようなことがあるときには、全部普通の言葉で、なんやねんみたいな大阪弁の普通の言葉でしっかりと反論の説明ができています。ぜひお読みになっていただきたいと思います。どういうことが問題か、ポイントを突いた反論をして、私は大変それも勉強になっております。

以上、4点反対を申し上げました。長くなって済みません。

○議長（若園五郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり決定することに……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若園五郎君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 若井ですけど、判断ができませんので棄権します。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五郎君） 清水治君。

○12番（清水 治君） 意見書につきましては、我々は賛成できる点とどうしても賛成できない点がありますので、棄権をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 河村孝弘議員。

○11番（河村孝弘君） 行使容認に関し広く国民への説明を求めるという文章、文面を含めて賛成できかねるところと個別意見が違う場合がありますから退席させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若園五朗君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 私も同じでございます。個人的に反対のところもありますので、棄権させていただきます。

〔10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君・12番 清水治君・13番 若井千尋君 退場〕

○議長（若園五朗君） 発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

〔10番 古川貴敏君・11番 河村孝弘君・12番 清水治君・13番 若井千尋君 入場・着席〕

○議長（若園五朗君） 議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時45分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

#### 日程第11 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若園五朗君） 日程第11、発議第7号集団的自衛権の行使容認に関する意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野藤四郎でございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、意見書を提出いたします。

内容については、集団的自衛権の行使容認に関する意見書でございます。

賛成者、西岡一成さん、賛成者、堀武さん、賛成者、広瀬捨男さん、賛成者、くまがいさちこさん、発議者は私、松野藤四郎でございます。

朗読をもって提案にかえます。

集団的自衛権の行使容認に関する意見書。

安倍首相は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定しようとしているが、これまでの長年にわたる憲法解釈があり、この解釈を正面から否定して集団的自衛権の行使一般を容認する変更は許されるものではない。

近年の東アジアの状況の中で、日本の国土、領海、領空を守るためにしっかりとした態勢を整えなければならず、我が国の防衛の法整備については必要であると考えている。

しかし、政府が「個別的自衛権では対応できないケース」として与党協議に示した15項目の事例も含めて、国会での議論、国民との議論が不十分であり、このまま閣議決定に踏み切るとは拙速と言わざるを得ない。

このため、国会での議論を十分に行うとともに、公聴会や地方公聴会も含めて、広く国民を巻き込んだ徹底した議論を行うことを求めるものである。

提出先につきましては、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正明殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿でございます。

地方自治法第99条の規定に基づく上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出しますので、皆さんの御賛同を願いたいと思います。

ここで憲法解釈と、こういうことも言っております。また、集団的自衛権あるいは個別的自衛権という話もございませぬけれども、集団的自衛権というのは、自国が攻撃を受けていなくても、自国と同盟を結んでいる国が攻撃を受けた場合に、同盟国とともに、または同盟国にかわって反撃する権利をします。それから、個別的自衛権とは、自国が攻撃を受けた場合に反撃する権利をします。この権利は日本国憲法、あるいは国際法上認められております。

また、憲法第9条第1項については、戦争、武力による威嚇及び武力の行使も禁止をしております。2項については、戦力を保持しないと規定し、国の交戦権を否定しております。こうした基本的原則は、戦後の我が国の外交、安全保障の大きな柱となっております。

したがって、集団的自衛権の行使は、日本国憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されるものではないという立場を歴代の政府はとってきております。また、憲法学説においても集団的自衛権の行使が認められていないと解するのが通説であります。よろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（若園五朗君） 原案に賛成者の発言を許します。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（若園五朗君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

私は、本案に賛成する立場から討論を行いたいと思います。

昨晚の共同通信提供のウェブ版のニュースは、集団的自衛権について、21、22日両日に実施した全国電話世論調査の結果を報じております。それによりますと、集団的自衛権の行使容認への反対は55.4%で半数を超え、憲法改正ではなく、解釈変更によって行使を認める考えに反対との回答は57.7%、賛成は29.6%、行使を一度容認すれば容認の範囲が広がると懸念する回答は62.1%に上り、行使容認をめぐる与党協議に関しては、時期にこだわらずに議論すべきだとの回答が74.1%、集団的自衛権の行使容認に賛成は34.5%ということであります。

この結果は、国民世論は安倍首相の支離滅裂で常軌を逸したクーデターに等しい言動に民主主義の危機を感じ取っているからではないでしょうか。

そこで、まず日本国憲法前文を抜粋して読んでみたいと思います。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。

まさに安全保障政策の画期的な転換であります。つまり、日本国の安全保障政策は従来の軍事同盟や軍事力によらないということであり、第9条で戦争放棄、戦力不保持として具体化されたものであります。それは武力と戦争では国家、国民を守れなかったという厳然たる歴史の事実を総括したものであります。

確かに、憲法第9条の政府解釈も制定当時とは変遷してきましたが、それでも歴代の自民党政府は憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとして集団的自衛権は認めてこなかったのであります。

ところが安倍首相は、戦後半世紀以上にわたり国会で議論を重ね政府見解として確定してきたものを、あろうことか集団的自衛権の行使容認を憲法解釈の変更というこそくな手法でやり切ろうとしているのであります。

憲法は国家権力を縛り、国民の人権を保障するものであります。憲法の基本原理を一内閣の恣意的な閣議決定で解釈改憲をするなど、本末転倒も甚だしいというほかありません。立憲主義という憲法原理を否定するものであります。変えたければ、正々堂々と憲法第96条に基づき、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案して、特別の国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を得て承認してもらうべきであります。それが憲法第99条で憲法尊重擁護義務を課されている国務大臣や国会議員のとるべき道であります。

いずれにいたしましても、集団的自衛権の容認はアメリカの戦争に巻き込まれ、日本は戦争する国になってしまいます。アメリカが世界中どこで起こした戦争でも、ある国がアメリカを攻撃すれば、日本が直接攻撃されていなくても自衛隊を海外に派兵し、アメリカを攻撃した国と戦争状態に入り、殺し殺される事態が発生することは必然であります。

安倍首相は抑止力になるなどと言っておりますが、とんでもありません。正反対であります。他国の国民を殺す事態となれば、その国は日本に反撃を加えたり、テロの標的にしてくることでありましょう。そして、日本の集団的自衛権の行使が軍拡競争の新たな動機となることは予想にかたくありません。

憲法が施行されてから68年間、日本は戦争で他国民を1人も殺していないし、1人の日本国民も殺されておられません。憲法第9条の存在が戦争への道の抑止力になったからであります。その意味でも、今こそ憲法第9条の戦争放棄、戦力不保持が平和の礎であることに思いをいたすことが、平和憲法のもとで育った私たちの将来に対する責任ではないかと思えます。

国家のありようを根本的に変える重大な問題であります。国会での議論も不十分なまま、集団的自衛権の行使容認を解釈改憲で閣議決定することに断固として反対であります。そのことを最後に申し上げ、簡単ではありますが再々討論といたします。

○議長（若園五朗君） ほかに討論者はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第7号は否決されました。

---

日程第12 議長の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任の件

○議長（若園五朗君） 日程第12、議長の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任の件についてを議題とします。

私は、一身上の都合により、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員を辞任したいので、特別委員の辞任願を提出しました。これにより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のために退場することとし、副議長と交代します。よろしくお願いします。

〔議長 若園五朗君 退場〕

〔副議長 清水治君 議長席に着席〕

○副議長（清水 治君） 議長の不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第12、議長の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任の件を議題にします。

お諮りします。若園五朗君の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水 治君） 異議なしと認めます。したがって、若園五朗君の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任を許可することに決定しました。

日程第12、議長の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員辞任の件が終了しましたので、若園五朗君の入場を許可します。

〔議長 若園五朗君 入場〕

○副議長（清水 治君） 若園五朗君に申し上げます。

若園五朗君が市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員を辞任することは許可されました。

これで私の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

若園議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 清水治君 降壇〕

〔議長 若園五朗君 議長席に着席〕

○議長（若園五朗君） 先ほど、議長の市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の辞任を許可されたことにより、現在、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員に1名の欠員が生じております。

お諮りします。市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議事の都合により休憩します。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時09分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 追加日程第1 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任について

○議長（若園五朗君） 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、星川睦枝君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

---

#### 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（若園五朗君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（若園五朗君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については、3件ございます。

まず1件目は、平成26年7月4日に岐阜県市議会議長会の開催による議長会議及び講演、情報交換会が高山市のひだホテルプラザで開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣するものです。

続きまして2件目は、本年度、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員短期研修会に、研修所へ受講決定された人数により議員を派遣し、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。

3件目は、本年度、ふれあい福寿会館において開催される市町村議会議員セミナーに研修センターで受講決定された人数により議員を派遣し、ICT活用とインターネット選挙への対応について理解を深めていただきたいと思います。

以上の3件につきまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣においては、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

---

### 閉会の宣告

○議長（若園五朗君） これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成26年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年6月23日

瑞穂市議会 旧議長 星川睦枝

議長 若園五朗

副議長 清水治

議員 若井千尋